平成２８年（フ）第５６号
静岡県袋井市豊沢1297番地の２
債務者　花枝　一成
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木慎吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
広島県福山市横尾町２丁目21番16―１号
債務者　水草　美江
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１６号
富山市赤田1037番地　エスポワール赤田105号
債務者　大谷　之浩
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大浦　清和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６６号
岐阜市城田寺1111番地３、前住所岐阜県関市武芸川町谷口2264番地２
債務者　井上　伸幸
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　　寿弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５４６号
静岡県磐田市前野2236番地２
債務者　上田　和雄
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　劒持　友浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２５号
山梨県甲府市下河原町３番37―21号
債務者　阿部美佐子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３８４号
岐阜市芥見長山２丁目４番１号　長山Ｔビル404号室、住民票上の住所岐阜市芥見１丁目50番地２
債務者　加藤奈津子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２０号
岐阜市西鶉６丁目53番地７
債務者　中野　綾乃
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２２号
滋賀県湖南市石部南８丁目１番20―304号
債務者　中塚アントニオこと　ＮＡＫＡＴＳＵＫＡ　ＣＡＳＴＩＬＬＯ　ＰＡＵＬ　ＡＮＴＯＮＩＯ
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４４０号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台５丁目２番地県営姫路夢前台住宅02号棟0208号
債務者　吉坂　秀夫
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４６９号
兵庫県加古川市新神野２丁目20番２―703号、従前の住所兵庫県加古川市野口町古大内423番地の10
債務者　尾谷　仁美（旧姓佐藤・横山）
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４８４号
兵庫県相生市向陽台18番３号　グランコスモス105、従前の住所兵庫県相生市古池１丁目３番７号
債務者　宮本　怜美（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２３号
兵庫県加古川市平岡町高畑273番地の12　ビラ依藤406号
債務者　福田　知子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３９号
兵庫県加古川市平荘町養老586番地　バンブーアールカディアＡ―102号
債務者　宮下　重穂
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５１号
兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋1250番地
債務者　田邉佐惠子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３８３号
奈良市東九条町788番地　１―201号
債務者　平野千世子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
奈良地方裁判所